

令和4年9月2日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県の医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された千葉県民の方へ

宮城県、茨城県、鳥取県、佐賀県の医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された千葉県民の方（※1）については、当該医療機関から発生届が提出されないため、千葉県から健康観察や配食等の支援を行うことができません。

「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センター」に登録をされるか（※2）、又は、千葉県内の医療機関を受診されることにより発生届が提出された場合は、これらの支援を行うことが可能となります。

※1 以下の方を除く

- ・ 65 歳以上の方
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方
又は
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ・ 妊娠されている方

※2 体外診断用医薬品として国に承認された抗原検査キットによる検査を御自身で行うか、又は、PCR検査を受け、検査結果を提出していただく必要があります。対象者の要件等、詳しくは、「千葉県新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターについて」（https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kenkoufukushi/test_distribute_and_register_positive.html）を御覧ください。